

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-216
処分の種類	原因者への工事費用負担の命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第58条第1項			
処分の概要	第三者が道路に関する工事の施行又は維持の必要を生じさせた場合には、その費用を第三者に全部又は一部を負担させる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「道路損傷事務取扱要領」による			
基準の制定根拠	道路損傷事務取扱要領の制定について 5道維第428号			